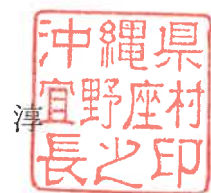




告示第 3 4 号

国等による障害者就労施設等から物品等の調達に関する法律に基づき、令和 7 年度宜野座村障がい者優先調達推進方針を策定しましたので、別紙のとおり公表します。

令和 7 年 6 月 1 2 日
宜野座村長 當 眞



令和 7 年度 宜野座村障がい者優先調達推進方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条に規定する障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、以下のとおり方針を定める。

2 用語の定義

方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

本方針の適用範囲は、宜野座村の全ての機関が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達とする。

4 対象となる障がい者就労施設等

対象となる障がい者就労施設等は、宜野座村内に事業所を有する以下のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。ただし、村長が特に必要があると認めるときには、この限りではない。

- (1) 障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス事業を行う事業所のうち、次のサービス事業所とする。
 - ア 就労継続支援事業所（A 型、B 型）
 - イ 就労移行支援事業所
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障がい者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援のうちいずれかの障害福祉サービス事業を行う施設）
- (2) 障害者総合支援法に基づく地域活動支援センター

5 調達する物品等の種類

障がい者就労施設等が提供可能な物品及び役務とする。

6 担当窓口

本方針の担当窓口は、健康福祉課（以下「担当課」という。）とする。

7 調達の推進方法

- (1) 担当課は、年度ごとに、前年度の調達実績等を勘案し、各機関の意見を聞いたうえで、当該年度に調達する物品等についての目標を設定する。
- (2) 障がい者就労施設等からの物品等の調達にあたっては、予算の適正な執行に配慮しつつ、随意契約を執行するなど、円滑な調達の推進に努めるものとする。
- (3) 障がい者就労施設等から供給可能な物品等については、担当課が当該施設等からの情報をもとに宜野座村関係各部局へ情報提供する。

8 共同受注窓口の活用

物品等の共同受注、共同発注調整にあたっては、一般財団法人沖縄県セルプセンターを活用するとともに、宜野座村内に事業所を有する施設等との共同窓口を図るものとする。

9 調達方針及び調達実績の公表

担当課は、本方針及び年度毎の調達実績を宜野座村ホームページ等により公表する。

10 調達の目標

前年度の調達実績等に基づき、それを上回ることを目標とする。

11 その他

物品等の調達の推進に資するように、必要に応じて、本方針の改定を行うものとする。

附 則

この方針は、公示の日から施行する。